

2024年(令和6年)2月5日

〒650-0015

神戸市中央区多聞通3-2-9 甲南スカイビル308号

藤井綜合法律事務所

株式会社関西住宅設備 代理人

弁護士 藤井 基安 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北 村 拓 也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

質 問 書

- 1 当法人から貴社に対し、2023年1月30日付け再申入書を送付させていただいた件につきまして、貴社より返事がいただけておりませんので、改めてご連絡させていただきます。

ご承知のとおり、兵庫県から貴社に対し、同年3月14日付けで、特定商取引法に基づき、6か月の業務停止及び違反行為を是正するための指示並びに代表取締役に対し6か月の業務禁止を命じ、合わせて消費生活条例に基づく勧告がなされました。

その中で、特定商取引法7条1項に基づく事業者への指示として、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、再発防止策を講じ、再発防止策及びコンプライアンス体制について報告すべきこととなっております。

- 2 以上の点につきまして、貴社におかれてはすでに兵庫県に報告の上、ご対応済みのことと思いますが、当法人に対しても、お手数ですが上記事項について改めてご回答いただければ幸いです。

本書到着から1か月以内にご返答くださいますようお願い申し上げます。

- 3 なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本件に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上